

令和5年度 第2回富山地方最低賃金審議会議事録

1. 日時 令和5年7月3日（月） 13:30～14:11
2. 場所 富山労働局5階大会議室（会議室501～503）
3. 出席者
公益代表委員 長尾会長、高倉会長代理、柳原委員、両角委員、堀岡委員
労働者代表委員 中野委員、大森委員、黒川委員、鈴木委員
使用者代表委員 寺山委員、江下委員、八田委員、森口委員
事務局 吉岡労働局長、福永労働基準部長、
山越賃金室長、河合賃金室長補佐

4. 議事次第

- (1) 富山県最低賃金の改正決定について（諮問）
- (2) 富山県最低賃金審議運営事項について
- (3) 当面の審議日程（案）について
- (4) 最低賃金に関する基礎調査の実施について
- (5) 特別小委員会の設置について
- (6) その他

5. 資料

別添のとおり

6. 議事内容

[河合賃金室長補佐] 定刻となりましたので、令和5年度第2回富山地方最低賃金審議会を始めさせていただきたいと思っております。本日は、労働者代表委員の山本先生及び使用者代表委員の和田先生が御欠席ですが、定足数を満たしておりますので、本会議が有効に成立しておりますことを御報告いたします。

また、使用者代表委員の森口委員におかれましては、所用により審議途中で御退席されるかもしれないとお伺いしております。皆様、御了承のほどよろしく願いいたします。

本日は本年度第2回の審議会でございます。御都合により第1回の審議会を欠席された委員の方について、事務局から御紹介させていただきます。

公益代表の両角委員でございます。富山大学経済学部経済学科 教授でいらっしゃいます。

労働者代表の黒川委員でございます。JAM北陸 副書記長でいらっしゃいます。

それでは、開会にあたりまして、富山労働局長の吉岡より御挨拶申し上げます。

[吉岡労働局長] 委員の皆様には、大変お忙しい中、富山地方最低賃金審議会に御出席いただき誠にありがとうございます。また、日頃より労働行政に格別の御理解と御協力を賜っておりますことにつきましても、重ねて御礼申し上げます。

昨年6月に閣議決定した「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画」に基づき、この1年の間に新しい資本主義に関する具体的政策が着実に実現してまいりました。また、民間においても、30年ぶりとなる高い水準の賃上げ、醸成されてきた高い投資意欲等、これまでの悪循環を断ち切る挑戦が確実に動き始めてきているとされています。

この「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画」は、成長と分配の好循環を目指す政府の複数年度にわたる計画です。

新しい資本主義を通じて、官民が連携し、社会課題を成長のエンジンへと転換することで、経済の付加価値を高めつつ、企業が上げた収益を労働者に分配し、消費も企業投資も伸び、更なる経済成長が生まれるという成長と分配の好循環を成し遂げ、分厚い中間層を復活させるという観点を踏まえ、本年6月16日に「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画」の改訂版が閣議決定されました。また、政策遂行の基盤となる中長期の視点に立った経済財政運営の方針を示す「経済財政運営と改革の基本方針2023」も同日に閣議決定されました。

このような政府方針等に基づき、先月30日、厚生労働大臣から中央最低賃金審議会へ今年度の最低賃金額改定の目安について諮問がなされたところですが、この中賃に対する諮問について、マスコミ各社で大きく報道されるなど、社会的に最低賃金制度への注目が高まっているところでございます。

本日は、この中賃への諮問を踏まえ、本審議会におきましても、地域別最低賃金の改正について諮問させていただく予定としております。

委員の皆様には、貴重なお時間を頂くこととなりますが、何とぞ御協力を賜りますようお願い申し上げます。

当局といたしましては、審議の結果を最大限尊重させていただきたいと考えておりますので、公・労・使それぞれの異なる立場から十分に御議論いただいた上で、一定の結論が導かれることをお祈り申し上げ、私からのあいさつといたします。

どうぞよろしくお願い申し上げます。

[河合賃金室長補佐] それでは、長尾会長、審議会の進行、よろしくお願いいたします。

[長尾会長] ただ今から令和5年度第2回富山地方最低賃金審議会を開催いたします本日の会議につきましては、「公開」としておりますので、御承知おき願います。

また、審議につきましては、富山地方最低賃金審議会運営規程に基づいて進めて参りたいと存じますので、よろしくお願い致します。

それでは議事に入らせていただきます。議事1「富山県最低賃金の改正決定について（諮問）」につきまして、本日、諮問がなされるとのことでございますので、事務局から願います。

[河合賃金室長補佐] それでは、ただ今より富山労働局長から、富山県最低賃金の改正決定について諮問させていただきたいと存じます。お手数ですが、会長及び局長は、所定の場所まで御移動をお願いします。

[吉岡労働局長] 富山地方最低賃金審議会 会長 長尾治明 殿

富山労働局長 吉岡勝利

富山県最低賃金の改正決定について（諮問）

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第12条の規定に基づき、富山県最低賃金（昭和

56年富山労働基準局最低賃金公示第3号)の改正決定について、新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2023改訂版(令和5年6月16日閣議決定)及び経済財政運営と改革の基本方針2023(同日閣議決定)に配意した、貴会の調査審議をお願いする。

(局長から会長に諮問文を手交)
(事務局は、諮問文写しを各委員及び傍聴人に配付)

[長尾会長] 諮問文につきましては、写しをお手元にお配りしておりますので、御確認いただきたいと存じます。

諮問の趣旨について、事務局から説明してください。

[山越賃金室長] 今ほど富山労働局長から富山県最低賃金の改正諮問をさせていただきましたが、その趣旨につきまして御説明させていただきます。

最近の県内の経済情勢につきましては、6月30日に富山県が発表した「経済情勢報告」において、「最近の本県の景気は、緩やかに持ち直している」とされており、先行きについても「各種政策の効果もあって、景気が持ち直していくことが期待される」としつつも、「物価上昇、金融資本市場の変動等の影響や、世界的な金融引締め等が続く中、海外景気の下振れが景気を下押しするリスクに十分注意する必要がある」とされております。

また、賃金情勢につきましても、日本労働組合総連合会発表の春季生活闘争の結果では、加重平均で10,807円、率にして3.66%の賃上げ、一般社団法人日本経済団体連合会発表の春季労使交渉の結果においても、加重平均で7,864円、率にして2.94%の上昇が見られ、県内においても同様の状況が認められるなど、変動が認められるところです。

加えまして、6月16日に閣議決定された「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2023改訂版」において、「最低賃金について、昨年は過去最高の引上げ額となったが、本年は、全国加重平均1,000円を達成することを含めて、公労使三者構成の最低賃金審議会で、しっかりと議論をいただく。また、最低賃金の地域間格差に関しては、最低賃金の目安額を示すランク数を4つから3つに見直したところであり、今後とも、地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率を引き上げる等、地域間格差の是正を図る。本年夏以降は、1,000円達成後の最低賃金引上げの方針についても、新しい資本主義実現会議で、議論を行う。」とされました。

また、同じく6月16日に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2023」、いわゆる骨太の方針にも、最低賃金に関する同様の記載がございます。

富山県最低賃金につきましては、最低賃金法第12条に基づき、その改正決定について、毎年、貴審議会に調査審議をお願いしているところでございますが、本年におきましては、今ほど申し上げました点にも御配意いただきまして、御審議のほどよろしく申し上げます。

[長尾会長] 今ほどの説明について、御意見や御質問はございますでしょうか。労働者側いかがですか。

[中野委員] 特にありません。

[長尾会長] 使用者側はいかがですか。

[寺山委員] 特にございませぬ。

[長尾会長] 特に御意見等がないようですので、当審議会におきましては、諮問に基づき、現下の最低賃金を取り巻く状況等を踏まえ、最低賃金法の趣旨に従って慎重かつ十分に調査・審議を行いたいと考えます。

諮問のありました富山県最低賃金の改正決定につきましては、今後、最低賃金法第25条第2項の規定に基づき専門部会を設置し、同専門部会において審議を進めることとなりますのでよろしくお願ひいたします。

次に、議事2「富山県最低賃金審議運営事項について」につきまして、事務局から説明してください。

[河合賃金室長補佐] お手元に、資料No.1として、富山県最低賃金審議運営事項(案)をお配りしております。委員の皆様においては、内容を御確認いただきますようお願いいたします。

御確認いただきましたでしょうか。内容につきましては、例年のものと特段変わりはございません。

なお、審議運営事項(案)の記の3におきまして、「専門部会において全会一致で議決した場合に限り、最低賃金審議会令第6条第5項を適用し、専門部会の決議をもって富山地方最低賃金審議会の決議とする。」としておりますが、その適用に当たっては、「専門部会の決議をもって本審議会の決議とする」ことについて、あらかじめ本審議会で議決しておくことが要件となっております。以上です。

[長尾会長] 今ほどの説明について、御意見や御質問はございますでしょうか。

[労使各側代表委員] ありません。

[長尾会長] 特に御意見等がないようですので、富山県最低賃金審議運営事項につきましては原案どおりといたしたいと存じますが、よろしいでしょうか。

[労使各側代表委員] 異議なし。

[長尾会長] それでは、富山県最低賃金審議運営事項につきましては、原案どおりといたします。

併せて、「専門部会において全会一致で議決した場合には、専門部会の決議をもって富山地方最低賃金審議会の決議とする」ことにつきましても、本審議会において議決したものといたしますので、御承知おきください。

次に、富山県最低賃金審議運営事項の記の2にございます「参考人からの意見聴取等」

についてですが、今後、専門部会において、関係労使の参考人意見表明を行うこととなります。この場では、労使双方に、意見表明書の提出に向けて御努力をお願いしておきたいと思っております。

それでは、意見表明書の提出に関して、事務局からお願いします。

[河合賃金室長補佐] 参考人意見表明書の様式は、資料No.2としてお配りしております。意見表明書につきましては、専門部会までに記載内容の確認等も必要ですので、7月24日(月)までに事務局へ提出していただきますようお願いいたします。

[長尾会長] 事務局から提出期限について要望がありましたが、これについて御意見や御質問はございますでしょうか。

[労使各側代表委員] ありません。

[長尾会長] 特に御意見等がないようですので、事務局の要望どおり御提出をお願いいたします。

なお、当審議会では、従来から「参考人意見表明書の提出がなくても、審議しないことはしない」という取扱いをしておりますので、今年度もそのように進めたいと思っております。よろしいでしょうか。

[労使各側代表委員] 異議なし。

[長尾会長] 異議がないようですので、従来どおりの取扱いとさせていただきたいと思っております。

次に、議事3「当面の審議日程(案)について」につきまして、事務局から説明してください。

[山越賃金室長] 当面の審議日程について説明させていただきます。資料No.3を御覧ください。

今年度の中央の審議スケジュールは、6月30日に厚生労働大臣から中央最低賃金審議会に目安に係る諮問がなされ、7月31日頃までには答申がなされるものと見込んでおります。

一方、富山県(地域別)最低賃金は、例年、10月1日発効を目指して御審議いただいておりますが、資料No.3裏面の「令和5年度答申日別最短効力発生予定日一覧表」のとおり、今年度につきましては、10月1日発効とするには8月7日までに答申を頂く必要がございます。

このため、中賃答申が見込まれる7月31日の翌開庁日、すなわち8月1日から、答申期限の8月7日までの期間を中心として、委員の皆様のご都合等も踏まえて日程を組ませていただいております。

具体的な審議日程を御説明いたします。

今回は、8月1日(火)13:30から第3回本審を開催していただき、中賃目安伝達のほか、

労働経済等関係指標、最低賃金基礎調査結果等について説明させていただく予定としております。

また、同日は、本審に引き続き、第1回専門部会を開催していただき、部会長等の選出、部会運営規程及び審議日程の決定、中賃目安・労働経済指標・基礎調査結果に係る補足説明の後、お時間が許せば、労使の基本的主張並びに金額等審議をお願いできればと考えております。

この後、専門部会につきましては、8月2日(水)、8月3日(木)、8月4日(金)、8月7日(月)と日程を確保しておりますので、専門部会において調整していただければと思います。

8月7日(月)午前中までに専門部会が結審すると見込み、第4回本審は、10月1日発効の答申期限である8月7日(月)13:30に設定しております。同日までに専門部会において全会一致で結審した場合は、先ほど議決いただきましたとおり、専門部会の決議が審議会の決議となり、専門部会において答申を頂きますので、本審では専門部会報告のみとなりますが、全会一致に至らなかった場合は、本審において改めて金額等審議を行っていただき、できれば同日答申を頂きたいと考えております。

また、第4回本審では、特定最賃改正の必要性の有無に係る諮問を予定しており、引き続き、必要性の有無を審議する特別小委員会を開催していただければと考えております。日程がタイトとなりますが、何とぞよろしく申し上げます。

8月7日までに地域別最賃改正の答申を頂いた場合は、8月22日(火)が異議申出締切日となりますので、その翌開庁日である8月23日(水)10:00に第5回本審を設定しております。異議申出があった場合は、この本審で異議の取扱いについて御審議の上、答申を頂きたいと存じます。

併せて、第5回本審では、特定最賃改正の必要性について答申を頂き、それを受けて、特定最賃の改正決定について諮問を行わせていただく予定としております。

なお、地域別最賃の改正審議が長引いた場合に備え、8月8日(火)を第4回本審の予備日とさせていただきます。答申が8月8日となった場合は、異議申出期間も繰り延べられるため、第5回本審も予備日の8月24日(木)に繰延べさせていただきたいと考えております。

8月8日にも答申いただけない場合は、別途日程調整させていただきます。

委員の皆様におかれましては、御多忙のところ、また、大変暑い時期ではございますが、何とぞ御理解・御協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

[長尾会長] 今ほどの説明について、御意見や御質問はございますでしょうか。

[労使各側代表委員] ありません。

[長尾会長] 特に御意見等がないようですので、地域別最低賃金の改正を中心とする当面の審議日程につきましては、原案のとおりといたしたいと存じますが、よろしいでしょうか。

[労使各側代表委員] 異議なし。

[長尾会長] 異議なしとのことでございますので、当面の審議日程につきましては、原案のとおりといたします。委員の皆様には御協力をお願いします。続きまして、議事4「最低賃金に関する基礎調査の実施について」につきまして、事務局から説明してください。

[山越賃金室長] 今年度の「最低賃金に関する基礎調査」の実施につきまして説明いたします。

資料No.4の「最低賃金に関する基礎調査 調査計画」を御覧ください。それでは、調査計画の各項目について御説明いたします。

1の「調査の目的」につきましては、最低賃金審議会における最低賃金の決定、改正等の審議に資するため、労働者の賃金の実態を把握することを目的としております。

2の「調査対象の範囲」につきましては、「製造業」及び「情報通信業のうち新聞業、出版業」は100人未満、「卸売業、小売業」から「サービス業」までは30人未満の事業所としております。ただし、百貨店、総合スーパーにつきましては、特定最低賃金が設定されている関係上、50人以上の事業所としております。いずれも従来と変更はありません。

3の「報告を求める個人又は法人その他の団体」につきましては、富山県における地域別最賃のための調査対象は1,338事業所、特定最賃のための調査対象は661事業所で、合計1,999事業所となっております。事業所の選定は、産業、規模別に「層化無作為抽出」という方法で行っております。

4の「報告を求める事項及びその基準となる期日又は期間」につきまして、調査事項は、(1)のA及びイに示す各項目、基準となる期日は、(2)のとおり令和5年6月1日現在としております。

5は飛ばしまして、6の「報告を求める期間」につきまして、調査期間は、令和5年5月中旬から6月上旬までと設定しております。なお、期日以降に提出のあったものにつきましても、精度向上のため、可能な限り集計に加えることとしております。

7の「集計事項」及び8の「結果の公表」につきまして、調査結果は、審議会へ資料として提出させていただくほか、第1表から第4表まで形で集計し、後日ホームページで公表することとしております。

9の「使用する統計基準」につきましては、日本標準産業分類によることとしております。

最後に、10の「その他」に記述のとおり、富山県における必要数は、地域別最賃が721事業所、特定最賃は各業種合計で399事業所となっております。明細区分は別添のとおりです。説明は以上です。

[長尾会長] 今ほどの説明について、御意見や御質問はございますでしょうか。

[労使各側代表委員] ありません。

[長尾会長] 特になければ、議事の5の「特別小委員会の設置について」の審議に入りたいと思います。

特定最低賃金の改正決定につきましては、2月末までに3件の意向表明があり、7月末までに申出がなされる予定となっております。

なお、申出をしていただいた特定最低賃金の改正決定等の必要性の有無を審議するに当たって、従来どおり「特別小委員会」を設置することといたしたいと思いますが、いかがでしょうか。

[労使各側代表委員] 異議なし。

[長尾会長] 御異議がないようですので、「特別小委員会」を設置することといたします。それでは、特別小委員会運営規程（案）について、事務局から説明してください。

[河合賃金室長補佐] それでは、お手元に資料No.5として特別小委員会運営規程（案）をお配りしております。委員の皆様においては、内容を御確認いただきますようお願いいたします。

御確認いただきましたでしょうか。なお、内容につきましては、例年と変わっておりません。

[長尾会長] ただ今の運営規程（案）について、何か御意見等はございますか。

[労使各側代表委員] ありません。

[長尾会長] 御意見等がないようですので、この規程によりまして特別小委員会を運営していくことといたします。

また、この特別小委員会の委員につきましては、労働者代表委員及び使用者代表委員の推薦を受けて会長が指名することとなっておりますので、候補者名簿を7月24日（月）までに事務局に提出していただきますよう、お願いいたします。

推薦用紙につきましては、労働者側は中野委員、経営者側は寺山委員の卓上にお配りしておりますので、御確認ください。

それでは、議事6「その他」ですが、何かございますか。

[労使各側代表委員] ありません。

[長尾会長] 事務局から連絡事項等ございましたら、お願いします。

[河合賃金室長補佐] 本日、富山県最低賃金の改正決定について諮問させていただきましたので、当局では、法令に基づき、関係労働者及び関係使用者の意見を聴取するための公示を行います。公示期間は、本日から7月24日（月）までとしております。御承知おきください。

次に、署名の件で御報告がございます。6月29日（木）に、富山県労働組合総連合から、「最低賃金全国一律1,500円をめざし、貧困の解消・経済の好循環を」「富山県の最低賃金の大幅改善を求める要請」と題し、富山県最低賃金908円を、時間額1,500円をめざして引き上げること等を求める富山労働局長及び審議会長あての署名が5,339筆提出されております。

署名につきましては、事務局側のテーブルに置いてあります。

次回、第4回本審は、令和5年8月1日（火）午後1時30分から、富山労働局で開催を予定しておりますので、御出席のほどよろしく申し上げます。

[長尾会長] 当審議会に寄せられた署名につきましては、今後の審議の参考にさせていただくことにいたしたいと存じますので、よろしく申し上げます。

以上で、予定しておりました議事は全て終了いたしました。

議事録確認担当委員につきましては、私のほか、労使各側代表委員1名ずつの合計3名とされており、従来から、労働者側、使用者側とも輪番制とすることで御確認いただいております。

本日の会議の議事録確認担当委員につきましては、私のほか、
労働者代表委員からは、大森委員
使用者代表委員からは、江下委員
のお二人をお願いしたいと存じますが、よろしいでしょうか。

[労使各側代表委員] 異議なし。

[長尾会長] それでは、本日の審議を終了させていただきます。お疲れ様でした。